

○厚生労働省
経済産業省
環境省
省令第 号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第五項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

厚生労働大臣 名

経済産業大臣 名

環境大臣 名

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令（平成十六年経済産業省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働省
環境省

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和四十八年法律第百十七号) 第四条第五項の 規定による新規化学物質の名称の公示は、同条第 一項第二号から第四号までのいずれかに該当する ものである旨の通知をしたものにあつては通知を した日から五年、同項第五号に該当するものでは ある旨の通知をしたものにあつては通知をした日か ら十年を経過した後、遅滞なく、行うものとする。</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和四十八年法律第百十七号) 第四条第五項の規 定による新規化学物質の名称の公示は、同条第一項 第二号から第五号までのいずれかに該当するもので ある旨の通知をした日から五年を経過した後、遅滞 なく、行うものとする。</p>

2| 前項の規定による公示は、インターネットの利
用その他の適切な方法により行うものとする。

(新設)

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。